

## 議事日程第4号

平成24年3月16日（金曜日） 午前9時00分

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 10件

民生文教常任委員会付託事件 4件

議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

総務建設産業常任委員会付託事件 6件

議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について

議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第9号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第17号 御嵩町基金条例の制定について

議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定について

議案第23号 御嵩町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案の審議及び採決 8件

議案第15号 御嵩町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 御嵩町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 御嵩町中山道みたけ館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 指定管理者の指定について

議案第25号 町道の路線変更について

議案第26号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等

の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴男	1番 高山 由行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅子	5番 柳生 千明	6番 山田 儀雄
7番 加藤 保郎	8番 伊崎 公介	9番 植松 康祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 佐谷 時繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 竹内 正康
総務部長 鍵谷 昌孝	民生部長 瀬瀬 久美
建設部長 松岡 学一	教育担当参事 安藤 信治
企画調整 担当参事 三輪 康典	総務課長 田中 康文
企画課長 加藤 暢彦	まちづくり課長 奥村 悟
税務課長 佐久間 英明	住民環境課長 寺本 公行
保険長寿課長 山田 徹	福祉課長 若尾 要司
農林課長 植松 和徳	上下水道課長 亀井 孝年
建設課長 伊左次 一郎	会計管理者 藤木 伸治
学校教育課長 田中 秀典	生涯学習課長 玉木 幸治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 謙二	議会事務局 書記 渡辺 一直
--------------	-------------------

**開議の宣告**

**議長（谷口鈴男君）**

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、丹羽教育長につきましては、公務のため本日の会議は欠席の申し出がありましたので、報告いたします。

ここで、田中総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長 田中康文君。

**総務課長（田中康文君）**

おはようございます。

お許しをいただきましたので、予算書の説明内容の訂正につきまして御説明をさせていただきます。

予算書の43ページをごらんいただきたいと思います。

予算書の43ページでございますが、総務費の総務管理費の目11まちづくり推進費の節01報酬の説明欄の一番下であります。特産品審査委員報酬となっておりますが、3月14日水曜日に開催されました総務建設産業常任委員会におきまして、説明内容が特産品審査委員報酬との記載は名称の誤りではないかという御指摘をいただきました。これは、今定例会で条例制定について議案を上程しておりますみたけのええもん審査委員会設置条例に係るみたけのええもん審査委員会の委員報酬でありますので、説明欄の記載が誤っておりましたので、「特産品審査委員報酬」から「みたけのええもん審査委員報酬」に訂正をさせていただくものであります。まことに申しわけありませんでした。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

---

**会議録署名議員の指名**

**議長（谷口鈴男君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 山田儀雄君、7番 加藤保郎君の2名を指名します。

---

## 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

### 議長（谷口鈴男君）

日程第2、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第4号から議案第9号及び議案第17号、議案第20号、議案第22号、議案第23号の合わせて10件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。ただいま議題としました10件について、それぞれ常任委員会委員長より順次報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

初めに民生文教常任委員会付託事件の議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁君。

### 民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

それでは、付託案件について御報告を申し上げます。

平成24年3月13日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。3月8日に開催された議会第1回定例会第3日目に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告をいたします。

記1. 審査実施日、平成24年3月13日火曜。

2. 審査事件名、議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

記3番、審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、保険税（保険料）や国庫・県支出金などの算定が的確になされているか、住民が賛成する内容であるか、違法な点がないかなどを主眼に審査をいたしました。

なお、主な意見及び質疑は次のとおりであります。

議案第5号についてから4番目の議案第20号につきましては、中身については、お目通しを

お願いいたしたいと思います。

記4. 審査の結果、議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定をいたしました。議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定いたしました。議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定をいたしました。議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定をいたしました。以上であります。

**議長（谷口鈴男君）**

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について、議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第9号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第17号 御嵩町基金条例の制定について、議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定について、議案第23号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正をする条例の制定について、6件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介君。

**総務建設産業常任委員会委員長（伊崎公介君）**

それでは、総務建設産業常任委員会に付託されました事件についての報告を行います。きよ

う配付されました資料の3ページをごらんください。

平成24年3月14日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。3月8日に開催された第1回定例会第3日目に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成24年3月14日。

2. 審査事件名、議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について、議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第9号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第17号 御嵩町基金条例の制定について、議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定について、議案第23号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正をする条例の制定について。

続きまして3番、審査の経過ですが、このところは後でお目通しいただきたいと思います。続いて裏面のほうに移ります。

審査の経過の中で、上から2行目ですが、主な意見というものが今回は提出されております。議案第4号、一般会計予算についてですが、そこで2件ですけれども、防災費の報償費に関しては慎重な取り扱いを要望する。企画費の委託料（E-COバス運行事業委託料）については、予想利用者が伸びない中、利用者が便利な運行方法などの再度検討が必要である。この2つの意見が添えられておりますので、御報告しておきます。

続きまして(2)の主な質疑についてはお目通しください。

最終ページ、最後の5ページですね、審査の結果、議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について、賛成多数により可決すると決定した。議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第9号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第17号 御嵩町基金条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定について、賛成多数により可決すると決定した。議案第23号 御嵩町公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正をする条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。

なお、14日に行われました本委員会に対して、民生文教常任委員会委員長の佐谷時繁氏より民生文教常任委員会審査報告書が提出されておりました。その中で、議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について、民生文教常任委員会所管分について審査結果が全員の賛成により可決すると決定したとありましたので、それを受けて、総務建設産業常任委員会のほうで、



議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について審議をしましたので、申し添えておきます。では、ありがとうございました。

**議長（谷口鈴男君）**

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

民生文教委員長にお尋ねをいたします。

少人数学級について、総括質疑のときに伊崎議員のほうから質問が出ておりましたけれども、当町では1年生が少人数学級ということで取り組まれてきていますが、今度それを2年生に拡大するという事なんですが、少人数学級でなければならない理由、支援員ではいけないのか。そして少人数学級で何を指し、どういう御嵩町の子供たちを育てていくのか、そういったことについてどういう議論をされ、民生文教委員会の中で話し合いをされたのか。制度的なことではなく、その中身的なことでどういう議論をされたのかということについて、お尋ねをいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

12番 佐谷時繁君。

**民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）**

岡本委員の質問にお答えをしたいと思います。

私どもも、これ議場でもあるいは協議会でもかなり議論のあったところだというふうに認識はいたしております。我々、付託案件としてこれが議題に上がったときにも一番時間を割いたというふうな感じを持っています。今岡本委員が言われましたように、どのような効果があるのかというようなことも当然議論になりました。

議論の中で、特に教育長、きょうお見えになっていませんが、教育長初め、執行部の方々の意見をいろいろいただきました。その中で、特に1年生に入ったところはまだ学校というものになかなかなじめない。学校という、義務教育というものはどういうものかということの、ある

意味ではウォーミングアップ的な要素もかなりあるというふうなことだということでもあります。2年生になって本格的な学業に励むといったときに、将来、2年生で勉強がなかなか追いついていかないと、特に科目によってはそういう傾向があるように聞いておりますけれども、将来的に大変落ちこぼれというようなこともあり得るんじゃないかと。ただこのことについては、2年生までこのような対応をしたからといって、直ちに大きな答えが出るということはなかなか数字の上でも難しいとは思いますが、日本の将来を考えたときにきちとした教育ということが必要ではないかということでもあります。

先生について、これはかなりの金額が予算化されておりますので、そういうことに対する危惧・懸念は当然あると思っておりますけれども、御嵩町の将来あるいはこの国の将来を考えたときに、子供の教育の重要性というようなことが、執行部のほうからも熱い思いがありました。そういう中で、いろんな委員の皆さんの御意見もありましたけれども、最終的にはそういうことであれば、全員の賛成を得て可決というふうなことになりましたので、ぜひ岡本委員にも御理解をいただいて、特に岡本委員は教育に関しては熱い心を持っておられると思っておりますので、温かく見守っていただきたいというふうに熱く私も思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### 議長（谷口鈴男君）

ほかに。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について、討論及び採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

#### 11番（岡本隆子君）

私はこの一般会計予算について、反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の理由ですが、このE-COバスについてでございます。私は平成22年の第1回、そして第4回定例会の一般質問で、公共交通体系を総合的にどう考えていくのかということをお尋ねしてまいりました。その中で、平成22年の第1回の定例会では当時の総務部長、今こちらにおられる山田総務部長ですけれども、その22年の3月のときに、10月をめどに4地区懇談会を

開いて町民の意見を広く聞き、今後そういった交通体系というものを考えていくと言っておられまして、そしてその後、それが開かれることなく、同じく22年の第4回の定例会では、10月に開催すると言っていたけれども、それができずに3月にずれ込んでいるというふうに答えられています。

そして、名鉄の支援というものは平成24年度までということで、後ろが限られている問題で、ある程度テンポアップして取り組んでいく必要があると思うんですが、その中で、もうこれは平成21年の段階から担当の方も職員もかわりということで、少しずつこう後にずれ込んできている。そしてだんだん、時間がかかるとか時間がないとかということでずれ込んでいることが、今回のこのE-COバスをもう1年延長するという、そういったことにつながってきていると思います。

そういう理由で、何でもかんでも時間をかけるということではなくて、やっぱりこういった課題についてはもう後ろが決まっていることですので、ある程度早急に取り組んでいく必要があるのではないかということで、対応のおくれがこういった今回のE-COバスの予算につながってきていると思います。

そして今回のこのE-COバスの運行が本当に名鉄の存続につながっていくのかといったことも非常に疑問に思うわけでございます。

以上の理由で、私はこの件につきましては反対をいたします。

#### 議長（谷口鈴男君）

ただいま原案に対する反対の発言がございましたので、原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 加藤保郎君。

#### 7番（加藤保郎君）

委員会のほうでも協議をさせていただきましたし、その折にも発言をさせていただきました。

E-COバスにつきましては、名鉄の広見線の対策と非常にリンクしております。企業との協力を得ながらE-COバスの利用の増進、またその通勤過程における名鉄電車の利用という2面を持っており、今までたまたま国の支援があったというような格好での試行を行ってきたわけですが、1年間のブランクが今後生じてそういう補助がないわけですが、ふれあいバスとの御嵩町内における全体的な公共バスの運行等についての今後の施策等を考えてみえる中で、もう1年このE-COバスについて、運行委託費1,300万という高額な金額にはなってはおりますが、今後とも企業とのその連携を探りながら運営をしていただけるということで、きょうの委員会の報告にあります4ページのほうにもありますが、検討をするというようなこともいただいておりますので、この件につきまして賛成の立場で発言をさせていただきます。よろし

くお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[発言する者なし]

ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算について、討論及び採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第9号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第17号 御嵩町基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 御嵩町基金条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

#### 7番（加藤保郎君）

委員会の折にも発言させていただきました。反対の方向での、賛成できない方向での発言でございまして、よろしく申し上げます。

3月15日、中日新聞の報道がありました。「目指せ特産品、御嵩町の特産品開発普及協議会は」云々ということであったわけですが、一応こんなような格好で報道がなされました。この間の認定フロー等におきまして、御嵩町特産品開発普及協議会の事務局は御嵩町のまちづくり担当だと、まちづくり課であると。その協議会に対してバックアップができないということから、みたけのええもん審査委員会なるものを設置してお墨つきが欲しいということであったと思っております。

いずれにしても、特産品開発につきましては、町の行政担当という立場でいろいろな方策を練られて、検討して出てきたのがこの委員会の設置条例だというふうに考えられます。行政として、使命は特産品を開発するというようなことだとは思いますが、その職員の頑張りについても賛同するものではありませんが、今回のこの特産品開発普及協議会のほうへの補助金も、毎年10万円という金額が出されておるようにありますし、こちらのほうでの活動が、もう少し担当課として指導をしていただくという面からいって、委員会を今回つくるということではありませんが、もう少し特産品開発普及協議会の活動を活発化するような格好での御支援をまずやって、

それからそちらの協議会とよく連携をとって、もしええもん審査委員会なるもののお墨つきが欲しいということであれば、それからそちらのほうをつくっていただくような格好で今後検討されるよう、とりあえず私としまして、このみたけのええもん審査委員会設置条例への制定につきましては賛成できないということで、発言を終わらせていただきます。よろしくお祈いします。

**議長（谷口鈴男君）**

ただいまは原案に反対の意見でございますので、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

1番 高山由行君。

**1番（高山由行君）**

加藤議員の反対討論の中で、私も委員会でもこれと全く同じような賛成討論をしましたが、みたけのええもん審査委員会、まずこれが、私、議員になる前から御嵩町の中をずうっと見てきまして、特産品が何か欲しい、特産品が何か欲しいとも、わらをもすがる思いで皆さん立ち向かっております。

それでその15日の新聞も私も見ましたが、その中で一つ変わった形でええもんができないかと、特産品ができないかという思いはずっとありました。また堀参事がいたときから、堀参事も自分の3年間でやってこられなかったことが、御嵩町の特産品ができなかったと、そういうこともありまして、いつも集まっているメンバーも私も知っております。委員の方もいつも同じ方です。その方とは別な人が委員になりまして、また違う形で町のほうからバックアップしてもらおうということで、また一つここで再スタートし、リスタートしてやってもらえるということで、また町長のお墨つきがもらえて、1つシールが張ってもらえて、ワンランクアップした形で特産品の認定をしてもらって、全町一丸となって特産品を開発していってほしいと思っておりますので、このことについては賛成の意見であります。以上です。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 伊崎公介君。

**総務建設産業常任委員会委員長（伊崎公介君）**

これ委員会では賛成多数ということになりましたけれども、このところ加藤議員が言われていたように、やはり御嵩町の特産品開発普及協議会のバックアップをしっかりと、まずしっかりした特産品をつくるということが大事であって、「みたけのええもん」というシールをつくって張られるということなんです、まず本当に売れるものをつくる、そして販売できる

ところを作成していくということが必要なことであって、システム上だんだんだんだん複雑になっていくという形は決していいことではないと思うんです。みたけのええもん審査委員会なるものも既成の団体でできるところがあるかもしれません。そういうところに委託するとか何らかの方法がとれるかもしれません。佐谷議員がよく言われるように、審議会・委員会なるものはなるべく減らしてくれということももっともだと思いますし、そういう意味で、できるだけシンプルな形で本当にいいものをつくり、そしてできるだけしっかりしたPRをし、そしてしっかり販売していくというところに力点を置いてもらいたいと思います。

以上の点で、反対の意見として述べさせていただきます。

#### 議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

12番 佐谷時繁君。

#### 民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

反対の意見が出ましたんで、私、賛成の立場で意見を言わせていただきたいと思います。

今、加藤議員もそれから伊崎議員の言われたことも、私、理解をしているつもりです。ただ今回、このようなもので御嵩町が何らかの形で立ち上がって、世間に一歩でも二歩でもアピールするというような力強い対応ができないかというのは、多くの町民の願いだと思っています。そういう中で、今回、特産品の開発というのを大きな手段というか目的にして立ち上がったわけで、これは我々もそうですが、行政の皆さん方の大きな課題だと思っていまして、こういう委員会ができた以上は全面的にバックアップしていただいて、さすがにこれができてよかったというような結論を出していただくというのも、皆様方の、我々も含めてですけれども、使命だと思っていますので、そこのところはぜひ理解をしていただきたいと思います。

ただ、伊崎議員が言われましたように、審議会・委員会が五十数あると私は思っておりますので、このことについてはぜひ精査していただきたいということは前から申し上げていまして、この機会にぜひ皆さん方もこのことを頭に入れていただきたいとは思っています。

ただ、このみたけのええもんの委員会設置につきましては、この町の発展の視点からも賛成して、皆さんの御賛同を得られればという思いを持っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

#### 議長（谷口鈴男君）

ここで一言注意を申し上げますけれども、所轄の常任委員長につきましては、反対討論・賛成討論は、今後これは控えていただきたい。これは委員会の報告書で提出されておりますので、それが委員長の立場で報告をされておりますので、本会議につきましてはその発言は差し控え



ていただければありがたいと。今後、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

議案第23号 御嵩町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号 御嵩町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開予定時刻を10時といたします。

午前9時47分 休憩

---

午前10時00分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

---

#### 議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第15号 御嵩町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号 御嵩町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議長（谷口鈴男君）

議案第16号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

議案第18号 御嵩町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 御嵩町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第19号 御嵩町中山道みたけ館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

これは全員協議会の折にも質問が出ましたが、第5条の2項中の委員ですね。ここで、識見を有する者のうちから学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中に「委嘱する」を「任命する」に改めるということですが、法令解釈上、こちらのほうでよろしかったですか。

**議長（谷口鈴男君）**

生涯学習課長 玉木幸治君。

**生涯学習課長（玉木幸治君）**

伊崎議員の質問に対してお答えいたします。

任命と委嘱の違いですが、任命につきましては、一般的に組織の中で上下関係にある場合に使いまして、委嘱は組織以外の人に対する場合に使います。また、この任命、委嘱につきましては、精査したところ、従来の監査制度の下では、この任命という言葉が用いられたということです。また、諮問機関がある地位につける場合につきましては委嘱とかが用いられておりました。新しい国家公務員法、あるいは地方公務員法になってから、国または地方公共団体の報酬を得る者につきましては任命が用いられるようになったそうです。例えば政府が諮問機関の委員に大学の教授などを選任する場合につきましては、外部の人であるにもかかわらず「任命」という言葉を使ったような事例もございます。したがって、今回の条例につきましては、第177回の国会におきまして成立しております上位分でありますので、御承知のほどよろしくお願いたします。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 御嵩町中山道みたけ館設置条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

議案第21号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

議案第24号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

議案第25号 町道の路線変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号 町道の路線変更について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

議案第26号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議

についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

議長（谷口鈴男君）

以上で、本定例会に提出されました案件はすべて終了しました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

## 町長（渡邊公夫君）

長期間にわたりました第1回定例会、こうしてすべて可決をしていただいた状態で終えることができました。本当にありがとうございました。

若干想定と違っていた部分もありましたけれど、こうして4月1日より平成24年度を滞りなくスタートできるということで、大変うれしく思っております。

私が大切にしたい言葉というのは、「信頼」という言葉であります。昨年3月11日以降、いろんなことを学ばせていただいたわけですが、特に政治家というものは、信頼感を失っては仕事はできないというふうに強く思うようになりました。もともと信頼を得ているものを裏切ってはいけないということは当たり前のことでありますけれど、いかにそれが大切なのかと。現状の復興になかなか手がつけられない状況というのは、その信頼感かなあというふうに思っております。国が地方を信頼しない限り、復興はなかなか進まないのではないかなあというふうに思います。信頼関係が構築できれば、いろんなことも相談できるようになります。

私は、産廃問題三者協議のとき、また利用指針検討委員会のとき、業者に取り込まれているのではないかと、密約があるのではないかとといううわさまで立てられました。結果を見ていただければわかったかと思えますけれど、私の支持者の中でそうした疑問を持たれる方は、正直言いまして一人もありませんでした。こいつに任せておけばちゃんとした答えを出すんだということを、信頼の上に思っていたというふうに思います。

行政の今やっている仕事というのは、ミスはあります。あつてはならないんですが、やはり人間の仕事ですのでミスはあります。しかし、それは悪意に基づいたことではないということだけは御理解をいただきたいと思えます。できる限り謝罪をしなきゃいけないような部分というはないようにしていく、これが当たり前のことでありますけれど、もし間違いがあったとしても、それは悪意に基づいたものではないということ、ぜひそうしたスタンスで見ただけならありがたいと思えます。おしかりは当然受けなければいけない局面もあるでしょうが、今のこの時代、やはり行政と議会というのはある程度手を携えて、どうしていこうかという知恵を出し合うような関係が望ましいものだと私は思っております。

今後とも、皆さんもこの季節の変わり目、健康に留意されまして、いろんなことが信頼関係のもと相談できるような、そんな関係を構築してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたしまして、第1回定例会のお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。御苦労さまでございました。

## 議長（谷口鈴男君）

次に3月31日付で退職されます副町長、部長より、それぞれごあいさつをいただきます。

最初に、副町長 竹内正康君。



## 副町長（竹内正康君）

大変貴重な時間の中、このように退職のあいさつの時間を設けていただきまして、まことにありがとうございました。

私は、4年前に一般職は退職しております。そのときには退職のあいさつをしておりませんので、まとめてごあいさつさせていただきます。

私は昭和44年の6月に役場のほうへ入らせていただきまして、42年の10カ月お世話になってまいりました。一番初めは税務課に配属されまして、ここで6年勤めました。その後、教育委員会のほうへ参りまして、ここでは9年、社会教育を担当しました。本当にこの9年間は、私の人生の中でちょうど20代から30代の前半でした。なかなか未熟者でありましたけれども、社会教育をやる中で本当に人間的に成長させていただきましたし、その後の役場人生の中で、大いにこのときは役に立った、本当に大切なときであったと、今までの中でも一番いい時間だったなというふうに思っております。特にそのときに一般の多くの方々と知り合いまして、その後の役場人生の中でも大変助けられてこれたと思っております。

また、平井町政から柳川町政にかわったとき、ちょうど財政の係長をしておりまして。特に柳川さんが暴漢に襲われたとき、あのときは、ちょうど私、海外研修に行っておりまして、その事件をパリで知りました。ちょうど最終日でありましたので、すぐ帰ってまいりまして、ちょうど土・日でしたので、帰ってきた足で役場のほうで詰めておりました。残念ながら時差ぼけが取れずに、1週間ぐらい苦しんだ覚えがあります。その後、総務課長とか総務部長、総務関係で11年ほどやらせていただきまして、本当に皆様方の助けがあつてここまでこれたと思っております。

退職後は、私、常々健康で体が動くうちは60代かなと思っておりますので、しばらくは自分のために時間を使いたいなというふうに思っております。

それから、皆様方、これから町政をお願いしていくわけでございますけれども、皆様方のますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げたいと思ひますし、執行部の皆様方も、ますます町制の発展に努めていただきたいと思っております。一町民に戻りますけれども、皆様の御活躍を応援しております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

## 議長（谷口鈴男君）

続きまして、建設部長 松岡学一君。

## 建設部長（松岡学一君）

こういった機会を与えていただきました議長に、まず御礼申し上げます。

退職を前に、一言ごあいさつ申し上げます。

私は、採用されて以来、今月末で44年3カ月になります。大変長い年数ではありましたが、今振り返ってみればあつという間に過ぎていったという気もいたしております。お世話になった年数のほとんどを事業課、要するに現場で過ごさせていただきました。中でも、水道関係については16年、それから建設課関係につきましては17年ということで、振り返ってみますと、県水の受水準備と、これは途中で異動があったんですけど、いろんな施設の築造をやってまいりました。それから、一番記憶に残っておりますのは東海環状です。伏見の公民館へ行って、皆さん方から何をつくるんやと。実は高速道路をつくります。で、猛反発を食らって会場におれなかったという、そういった経験もあります。それに引き続き、21号バイパスについても担当させていただきました。要するに、ライフラインの目に見える形のものを多く担当させていただきました。

その間に、特に地域の皆様とか、あるいは議会の皆様、そしてまた昨年までに退職された多くの先輩方を初め、町執行部の皆様には御指導やら御協力を大変いただきまして、本当にありがとうございました。この場をおかりしまして御礼申し上げます。

この4月からでございますけれども、月並みではあります、実は畑や田んぼが待っております。我が家の財務大臣が非常に厳しいんですけども、まあいいだろうという許可もいただきましたので、当分の間はゆったりとした時間を過ごしたいと思っております。

最後になりますけれども、皆様方の御健勝と御活躍、そして御嵩町のますますの発展を祈念いたしまして、お礼のあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

#### 議長（谷口鈴男君）

続きまして、4月1日から副町長に就任されます民生部長 額久美君よりごあいさつをいただきます。

#### 民生部長（額久美君）

それでは、一言お願いを申し上げたいと思います。

本定例会の初日でございます2月29日に副町長の選任同意をいただいたわけございまして、4月1日から仕事をさせていただきます。御嵩町のさまざまな課題、問題を考えてみますと、例えば亜炭古洞の採掘の問題、それから名鉄の問題、そして少子・高齢化対策、そして豪雨の災害対策等ございまして、そのことを考えますと身の引き締まる思いでございます。今後につきましては、渡邊町長の指揮のもと、私を初め全職員が一丸となって問題の解決に当たりたいと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

ここで、少し人生の生き方について申し上げたいと思いますが、ちょうどことし23年度で、管理職になりまして14年たちます。管理職になりまして一、二年目だったと思いますが、1泊2日の研修に行ってこいということで、実は哲学の本を2冊送ってきまして、それを読み込ん

だ中で研修ということで、研修の参加者のレベルというのが、県で言いますと県の本課の課長補佐で、中濃振興局で言いますと副局長、そういうレベルの研修会でございます、内容はプラトンとかカントとかソクラテスの研修でございます、例えば日本人の宗教観というものとか、それからカントの、行動には道徳的価値がなければいかんということで、みずからの利益をもたらすような行動には道徳的価値がないというようなこととか、もう1つは、人生で「よく生きる」という言葉を聞いたことがあるかと思いますが、これは哲学の不動の大原則であって、長く人々の心に刻まれることになったわけでございますが、それは大切にしなければならないのは、ただ生きるということではなくてよく生きるということでございまして、よくとは美しく正しく、正しくというのは、ジャスティス、正義ですね。正義とは平等ということで、その研修でよく生きろと、美しく正しく生きろというような研修を受けてきまして、ちょっとその言葉が最近頭に残っております。

最後になりましたが、先ほど申し上げましたさまざまな課題の解決を図っていかねばならないわけでありますが、これにつきましては、やはり議員の皆様方の御理解と御協力、お力添えなくしてできないということでございますので、この場をかりまして切にお願いを申し上げます、あいさつとかえさせていただきます。今度ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

#### 議長（谷口鈴男君）

ただいまごあいさつをいただきました、特に3月31日付で退職されます竹内正康副町長、そして松岡学一建設部長につきましては、長年にわたりまして御嵩町職員として、この地域のために御尽力をいただきまして、本当にありがとうございます。議会を代表して私のほうから御礼を申し上げたいと思います。

また、新たに副町長に就任されました瀨瀬久美君につきましては、ただいまあいさつの中にごございましたように、みずからを律し、謙虚な姿勢の中で行政の統括に当たって、町長の補佐を十全な形で遂行していただければありがたい、私どもは議会として要望をいたします。

皆さん、本当の御苦労さまでございました。

---

#### 閉会の宣告

#### 議長（谷口鈴男君）

これもちまして、平成24年御嵩町議会第1回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時27分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員